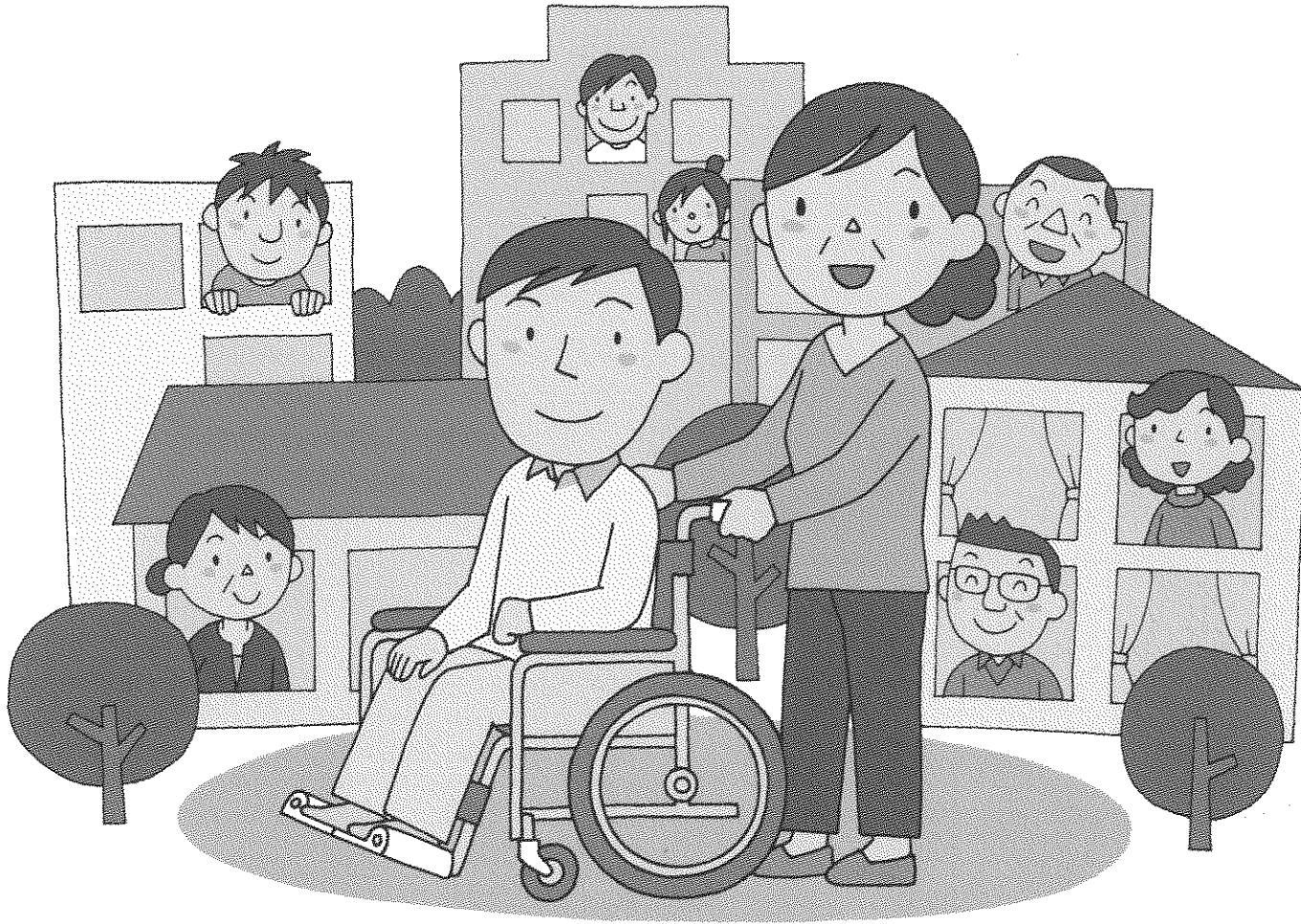


みんなで
防ごう

しょう がい しゃ ぎやく たい

障害者虐待

だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう



「障害者虐待防止法」をご存じですか？

障害者への虐待は、絶対にあってはならないことです。虐待は、特定の人や特定の家庭や場所で起こるものではありません。どこの家庭でも起こるかもしれないのです。本人が気づかぬうちに虐待している、また、虐待を受けている人も虐待を受けているという認識がないために被害を訴えられないことが多いのです。虐待をもっと身近な問題としてとらえ、個人として、また社会として予防や早めの対応に努めなければなりません。障害者虐待防止法には、虐待に気づいた人の通報義務も定められています。「見て見ぬふり」は、虐待を許しているのと同じことです。みんなで協力して、だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう。

障害者虐待防止法とは？

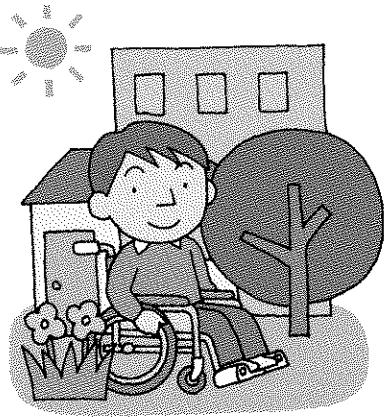
障害者のためとなる法律

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

対象となる障害者とは

次のような障害のある人（18歳未満の人も含む）が障害者虐待防止法の対象となります。

身体障害者	主に手や足、目、耳、内臓機能などに障害があり、日常生活や社会生活に援助が必要な人。
知的障害者	主に先天的または出生のときなどに脳が障害を受けて知的な発達が遅れ、日常生活や社会生活に援助が必要な人。
精神障害者 (発達障害を含む)	主に統合失調症、うつ病、自閉症など病気や脳機能の障害で、日常生活や社会生活に援助が必要な人。
その他	心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人。



※ 障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。



障害者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待のことです。



障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。



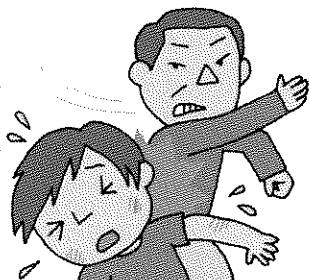
障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。

こんなことは虐待になります！

障害者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合もあります。

①身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。



例えば

- 平手打ちにする ●殴る ●蹴る ●つねる
- 縛りつける ●閉じ込める ●不要な薬を飲ませる など

②性的虐待

障害者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。



例えば

- 性交 ●性器への接触 ●裸にする ●キスをする
- 障害者にわいせつな話をする、映像を見せる など

③心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。



例えば

- 怒鳴る ●ののしる ●悪口を言う ●仲間に入れない
- 子どもあつかいする ●わざと無視する など

④放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。



例えば

- 十分な食事を与えない ●不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

⑤経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。



例えば

- 年金や賃金を渡さない ●勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない など

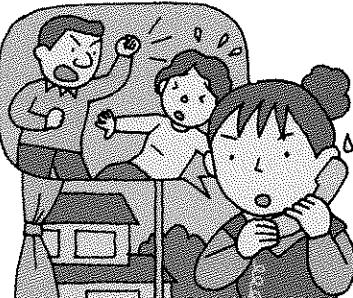
セルフネグレクトとは？

障害者本人が、自らの生活や健康などをそこなう状態のままで放置している場合があります。これをセルフネグレクト（自己による放任）といいます。①～⑤の虐待と同様に、周囲からの積極的な支援が必要となります。

虐待を見逃さないことが 大切です

虐待を見つけたらすみやかに通報してください

障害者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されているのに気づいた人は、ひとりで抱え込まないですみやかに市区町村の担当窓口に通報してください。虐待をなくすためには、すべての人が協力しなければなりません。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながるのです。



障害者虐待に気づくためのチェックリスト

※複数の項目に当てはまる場合は、虐待の疑いがそれだけ濃いと判断できます。また、これらはあくまで例なので、完全に当てはまらないでも虐待がないと考えず、似たようなサインにも注意深く目を向ける必要があります。

【身体的虐待のサイン】

- 体に小さな傷がしばしばみられる。
- 太ももや二の腕の内側、背中などに傷などがみられる。
- 回復の状態がさまざまに違う傷やあざがある。
- 頭、顔、頭皮などに傷がある。
- お尻、手のひら、背中などに火傷の跡がある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 施設や職場へ行きたがらない。
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする。
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える。

- 自分で頭をたたく、急に泣き出すことがよくある。
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容がつじつまが合わない。



【性的虐待のサイン】

- 不自然な歩き方をする、ずっと座っていられない。
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる。
- 性器の痛み、かゆみを訴える。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 周囲の人の体をさわるようになる。
- 卑猥な言葉を発するようになる。

- ひと目を避け、ひとりで部屋にいたがるようになる。
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- 性器を自分でよくいじるようになる。

虐待を早期発見するために

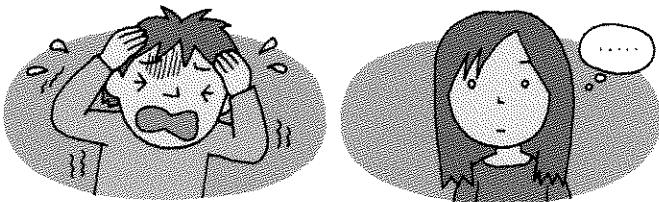
虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されても障害者がSOSを出さなかったりするケースがよくあります。そのため虐待を早期に発見するには、小さなサインを見逃さないことが大切です。地域の住民や家族会、障害福祉関係者、警察、弁護士、医療機関などで協力し、日ごろから障害者をとりまく環境を注意深く見守ることができるネットワークづくりを目指しましょう。



【心理的虐待のサイン】

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる。
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- 体を小さく縮める。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす。
- 食欲の変化が激しい、過食や拒食がみられる。
- 自分で自分の体を傷つける行為がみられる。

- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、表情がなくなる。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。



【放棄・放任のサイン】

- 体から異臭、髪の汚れがひどい、爪が伸びて汚い、皮膚に異常。
- 部屋から異臭、部屋がひどく散らかりゴミを放置している。
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツや下着。
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、ほかではよく食べる。

- ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる。
- 病気やけがをしてても家族が受診を拒否、受診をすすめても行っていない。
- 学校や職場に出てこない。
- 支援しようとする人に会いたがらない、話したがらない。

【経済的虐待のサイン】

- 働いて賃金を得ているはずなのに身なりが貧しい。
- お金を使っている様子がみられない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない。

- サービスの利用料や生活費の支払いができない。
- もっている資産と生活状況との落差が激しい。
- 親が本人の年金を管理し遊びや生活費に使っているように思える。

虐待の通報・届け出からの対応

虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けた障害者本人からの届け出には、市区町村が中心となって対応します。命などにかかるような緊急事態もあるので、まずは障害者の安全を最優先に考えます。そして、障害者を支援しながら、家族など虐待する側の支援体制も整えていきます。

障害者虐待への対応（養護者による虐待の場合）

虐待を発見した人

虐待を受けた人（障害者本人）

通 報

届け出

市区町村の「市町村障害者虐待防止センター」が通報や届け出の窓口となります（P8 参照）

●通報や届け出を受け付けます。 ●受け付けした内容を記録します。

通報や届け出の内容を検討します

●虐待の疑いがあるかどうか、緊急な対応が必要かどうかを判断します。

通報や届け出の事実確認をします

今後の対応について協議します

障害者の安否が気づかわれるときなどは
「立入調査（安否確認）」をします

障害者の保護
(P7 参照)

障害者への支援
(P7 参照)

養護者への支援
(P7 参照)

成年後見制度の活用
(P8 参照)

定期的な訪問や調査などで虐待の再発を防ぎます

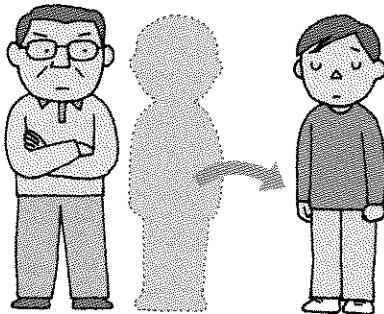
通報や届け出をした人の情報は守られます

虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市区町村の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などすることは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けてもらいます。

「虐待される人」「虐待してしまった人」の両方を救うために

障害者の保護（家族との分離）

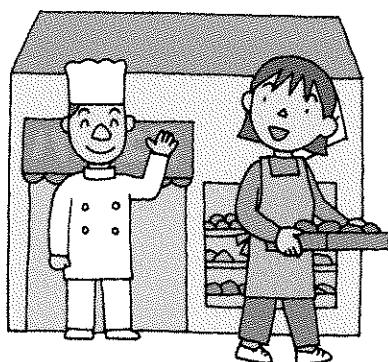
障害者の命などにかかわる緊急事態には、安全確保のために障害者を施設などに保護し、虐待した家族など養護者から一時的に引き離します。さらに、状況に応じて障害者と養護者との面会を制限することもあります。



障害者への支援

障害者を養護者から保護する必要がない場合でも、次のような支援が行われます。

- 地域で自立した生活ができるように居住の場の確保や就業の支援
- 適切な障害福祉サービスの利用を促進する支援
- 医療機関への受診が必要な場合、専門医の紹介などの支援



障害者への支援

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



●養護者が虐待者にならないために

〈介護の負担を軽くする〉

障害者の短期入所など障害福祉のサービスの利用で、養護者の障害者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

〈心のケアを大切にする〉

カウンセリングの利用や家族会への参加などで精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

〈知識や技術を増やす〉

障害に関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障害への正確な知識や情報などを提供する。

〈状況に応じた専門的支援をする〉

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。

成年後見制度を活用しましょう

知的障害や精神障害などによって判断能力が十分でない人を助ける制度として「成年後見制度」があります。預貯金など財産の管理や、さまざまな契約などを本人に代わって判断して、経済的虐待や悪質商法から障害者を守ってくれます。虐待する養護者が反対した場合も、障害者を保護するために市區町村長の判断で利用をはじめることができます。



虐待の問題を抱え込まないでください！

虐待の防止や早期発見、適切な対応のために、さまざまな支援活動の体制が整えられています。ひとりで抱え込んだり、放置したりせず、地域社会の支援を受けながら虐待にかかわる問題を解決ていきましょう。

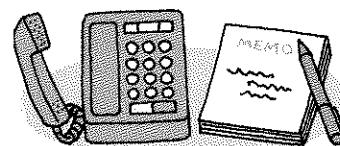


◆こんな支援が行われています

相談窓口	障害者虐待に関する相談は24時間・365日いつでもできます。
家庭訪問	虐待や虐待のおそれのある家庭へ相談支援専門員が訪問して支援をします。
保護体制	緊急な保護が必要なときに障害者を受け入れる支援をします。
カウンセリング	虐待を受けた障害者や虐待をした家族などは、医師などによるカウンセリングが受けられます。

「市町村障害者虐待防止センター」にご相談ください！

障害者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談は、市町村障害者虐待防止センターまでお寄せください。勇気をもって、障害者の虐待をなくすために、あなたの協力をお願いいたします。



「これって虐待かも……」と思ったら

●家庭及び障害者福祉施設における虐待についての通報・届出・相談は、お住まいの市町村の障がい者虐待防止センター（別添一覧参照）へお願いします。

●職場における虐待についての通報・届出・相談は、福島県障がい者権利擁護センター（別添一覧参照）までお願いします。

※現に、暴行されている等緊急に保護が必要な場合は110番、危篤な傷病がある場合は119番通報をしてください。

※この冊子は、厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成しました。



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人に適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

R100



この冊子は環境に配慮し、古紙配合率100%の再生紙及び植物油インキを使用しています

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における 障害者虐待防止法の理解と対応



職場内研修用冊子

この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、虐待防止に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正規職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通に読み合せをするための冊子です。

20分程度で終わりますので、職員の共通認識をもつためにも、読み合せをしながら学びましょう。

平成24年10月から、障害者虐待防止法が始まりました。
法の目的は、障害者の権利及び利益の擁護です。

目的 法の名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。

- ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①④の行為と同様の行為の放置等)
- ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく絶対的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

2

障害者虐待防止法の目的は、虐待を防止することによって障害者の権利及び利益を擁護することです。

この法律においては、「障害者虐待」を虐待の主体に着目して以下の3つに分類しています。

- ① 養護者（障害者をお世話しているご家族等）による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等（障害者施設や障害福祉サービス事業所の職員）による障害者虐待
- ③ 使用者（障害者を雇用する会社の雇用主等）による障害者虐待

「障害者虐待」の行為については、以下の5つに分類しています。

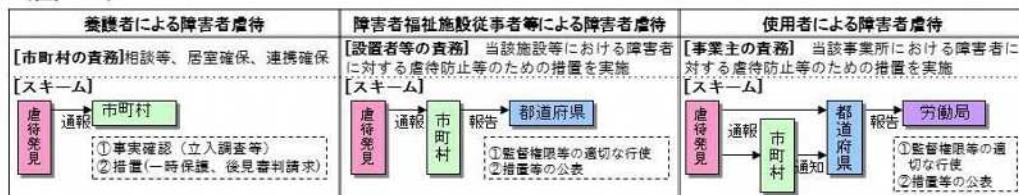
- ① 身体的虐待（叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束等）
- ② 放棄・放置（食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない等）
- ③ 心理的虐待（脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等）
- ④ 性的虐待（性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等）
- ⑤ 経済的虐待（本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する等）を行った場合。

法律では、虐待を受けた疑いがある障害者を発見した人に、通報する義務を定めています。

虐待防止の対応

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者の速やかな通報義務。(虐待の疑いの段階で通報義務がある)
- 3 障害者虐待が起きた場合の通報先など具体的スキームを定める(図-1)。
- 4 障害者福祉施設等の設置者に、障害者虐待防止の措置を義務付ける。

(図-1)



障害者虐待防止法には、全ての人は障害者を虐待してはならないと定められています。

さらに、2ページで定義されている「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した人（障害者虐待の疑いに気がついた人）は、市町村等へ速やかに通報する義務があるとする、幅広い通報義務が定められています。

通報先は、全て市町村です。

ただし、使用者による障害者虐待の場合は、市町村とともに都道府県も通報先になります。

障害者福祉施設の設置者や障害福祉サービス事業等を行う者には、障害者虐待を防止するための責務が定められています。

例えば、

□職員への研修の実施

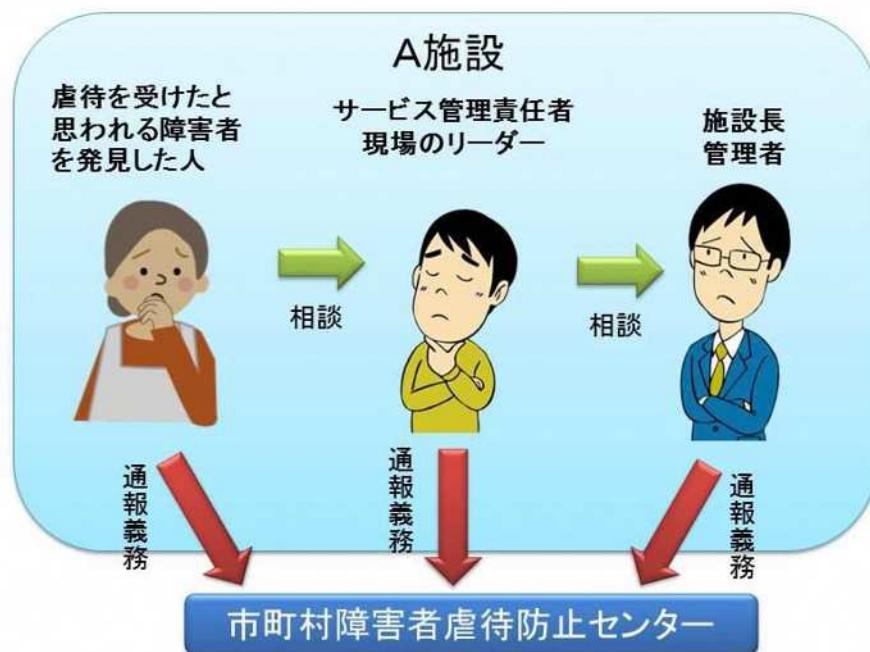
□障害者及びその家族からの苦情の処理の体制整備

□その他の虐待防止等の措置

を講ずることとされています。

わたしたちの施設、事業所でこれらが実施されているか確認し、□にチェックしてみましょう。

施設・事業所で虐待の疑いが起つたら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはいけません。



例えば、私たちの施設で、職員が障害者を虐待した疑いについて他の職員が気づいた場合を考えてみましょう。

(1) 最初に虐待の疑いに気づいた職員

障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。

(2) 通報する事案か判断に自信がもてなかつた場合

★ サービス管理責任者や現場のリーダー等に相談することが考えられます。

相談を受けたサービス管理責任者や現場のリーダー等も、相談内容から虐待の疑いを感じた場合は、通報義務が生じます。

★ しかし、その人たちがさらに管理者、管理者等に相談する場合も考えられます。

相談を受けた管理者等も、相談内容から虐待の疑いを感じた場合は、通報義務が生じます。

【重要】

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きた場合の通報は「義務」なので、「通報しない」という選択肢はありません。虐待をしたと思われる職員を管理者等が注意して終わらせてしまい、通報しないで済ませる、ということもできません。必ず通報した上で、市町村、都道府県の事実確認を受けることが必要です。

法律が始まった後も、深刻な虐待事案が起きています

日々の小さな虐待行為を放置すると、徐々に虐待行為がエスカレートし、ある日取り返しのつかない大きな虐待事件が起きてしまうことが指摘されています。虐待の早期発見、早期対応が重要です。

事例1

入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性(76)を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の容疑者(29)を逮捕した。男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があつた可能性もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚同施設を家宅捜索した。同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

(※5人の職員が書類送検。7年間で300件以上の虐待があつた疑い)

事例2

福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者の少年(19)が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援(対応)はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

県はこれまでに、同園の元職員5人が死亡した少年を含む入所者10人を日常的に暴行していたことを確認。別の職員も入所者に暴行した疑いも浮上した。

(※最終的に、10年間で15人の職員が23人の入所者に虐待していたことが判明)

これらの事例は、新聞やテレビでも大きく報道された障害者福祉施設の職員による虐待事案です。

しかし、これらの虐待事案も、最初は日々の小さな虐待行為から始まっており、それを放置したり隠したりしてきた結果、徐々に虐待行為がエスカレートし、ある日利用者の骨折や死亡といった取り返しのつかない大きな虐待となって、はじめて第三者によって行政に通報され発覚しています。

最初に小さな虐待行為があったときに、適切に通報した上で対応していれば、このような取り返しのつかない結果にはならなかつことでしょう。

深刻な虐待事案を防ぐためには、虐待の早期発見と通報、早期対応が重要です。

これらの施設では、虐待を放置、隠ぺいする等の不適切で悪質な施設管理の責任が追及され、理事長、管理者等幹部職員の刷新が行われています。

深刻な虐待に共通して起きていること

- 1) 小さな虐待から大きな虐待にエスカレート
- 2) 結果、利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 3) 複数の職員が複数の利用者に対して長期間に渡り虐待
- 4) 通報義務の不履行
- 5) 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 6) 事実確認調査に対する虚偽答弁(警察が送検した事例も)
- 7) 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 8) 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 9) 行政指導に基づく設置者、管理者の交代
- 10) 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

※起きた事実は変えることはできません。隠さない、嘘をつかないことが重要！

共通しているのは、虐待が複数の職員によって複数の利用者に長期間に渡って行われていることです。

この間、その施設・事業所の職員が「誰も虐待があることに気が付かなかった」という場合ばかりではなかったと思われます。つまり、虐待があることを知っているながら放置していたり、隠していたりした場合があることが考えられます。

一度虐待を通報しないで隠してしまうと、次の時には最初に通報しなかった虐待事案も隠すこととなるため、さらに通報することがしにくくなります。その積み重ねでどんどん通報することができなくなり、虐待行為もエスカレートしていきます。「悲惨な事件」になるまで、施設内部の力では止められなくなってしまいます。

結果として、市町村、都道府県の立入調査だけに留まらず、警察による捜査、容疑者の逮捕、送検という刑事事件にもなります。

障害者総合支援法に基づく行政の処分も、期間を定めた新規利用者の受入れ停止、指定の取り消し等重いものが課せられています。

事案によっては、第三者による検証委員会が設置され、事実の解明と再発防止策が検討され、徹底が図されることになります。

一度起きた虐待の事実を「なかった」ことにすることはできません。隠さない、嘘をつかない誠実な対応をすることが最も良い道です。

通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

これまで起きた深刻な虐待事案から、最初は軽微な虐待行為だったものが放置されることでエスカレートし、利用者が重傷を負うような事件に発展してしまうということが分かっています。

虐待を通報せずに隠してしまうと、その後エスカレートして利用者に重傷を負わせるような取り返しがつかない損害を与えててしまうだけでなく、虐待を行った職員は刑事責任を問われ、施設や法人は道義的責任を追及され、行政処分を受け、損害賠償責任が生じ、設置者・管理者には、法人や施設の運営に関与しないようにする行政指導が行われ、交代することを迫られる事態となるかもしれません。

虐待行為が軽微な段階で適切に通報することができれば、利用者の被害は最小限で留めることができます。さらに、虐待行為を行った職員もやり直しの道が残され、施設や法人の行政処分や損害賠償責任も大きなものにならないで済む可能性があります。さらに、そのことを反省し、再発防止策を講じ、支援の質の向上につなげができる契機にすることができます。最初に虐待の疑いを感じたとき、適切に通報義務を果たすことができるかどうかが、その後の大きな分かれ道となってしまうといえるでしょう。

「通報することは、虐待した職員を罰し、法人や施設に損害を与えること」と感じ、通報することを避けようとする人は少なくないかもしれません。しかし、通報がもたらす本質的なことは、利用者、職員、施設、法人の全てを救うということなのです。

施設・事業所における虐待防止を徹底しましょう。

(1)管理者の虐待防止研修受講の徹底

- ・施設・事業所の管理者は、虐待防止研修を受けたことがない場合は、自らすすんで受講しましょう

(2)虐待防止に対する組織的な取り組みの強化

- ・虐待防止委員会を設置しましょう
- ・虐待防止マネジャーは、この冊子を使って施設・事業所内の職員にに対して虐待防止法の研修をしましょう

(3)施設・事業所の手引きを参考に

- ・深刻な虐待事案の検証委員会報告書の教訓を生かしましょう

※例・千葉県袖ヶ浦福祉センター第三者検証委員会報告書

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jouhoukoukai/shingikai/dai3shakensho/kensho.html>

※障害者虐待防止法第15条では、施設等の設置者に、虐待防止の措置を行う責務が定められています。虐待防止委員会、虐待防止マネジャーは、組織として行う虐待防止の措置の例として、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」(平成24年9月・厚生労働省)の中で設置が推奨されています。

私たちの施設・事業所でも、虐待防止の取り組みを徹底しましょう。

以下の項目を確認し、実施できていたら□にチェックしてみましょう。

- 私たちの施設・事業所の設置者（理事長等）・管理者（施設長等）は、都道府県の障害者虐待防止研修を受けたことがある。
- 私たちの施設・事業所には、虐待防止委員会（あるいは、それに代わる虐待防止の仕組み）がある。
- 各部署ごとに、虐待防止マネジャー（あるいは、現場のリーダーとして虐待防止に取り組む担当者）が決まっている。
- この冊子を使う等して、全職員が施設・事業所内、あるいは外部で虐待防止の研修を受けている。
- 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」(厚生労働省・障害福祉課)等を参考にし、活用している。

それぞれの立場で、できことがあります。

管理者なら・・・

★虐待防止委員会の設置、虐待防止マネジャーの配置

★虐待防止と権利擁護の事業所文化の醸成

サビ管・主任なら・・・

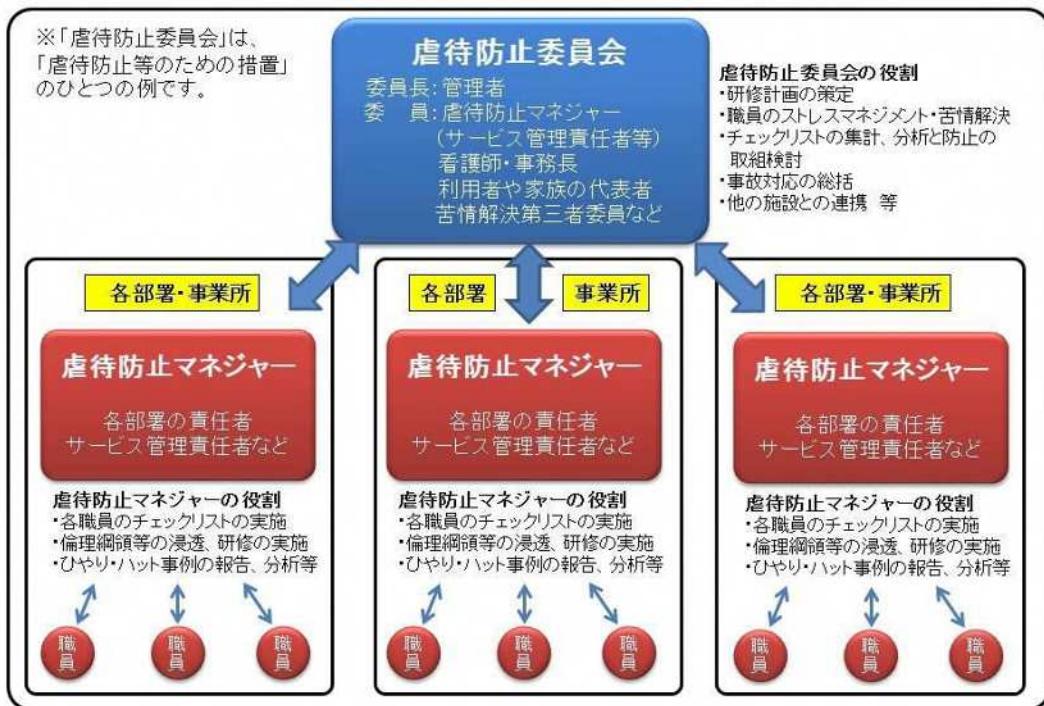
★虐待防止マネジャー（相当職）への積極的な着任

直接援助職員なら・・・

★「おかしい」と思った時の通報、相談のルーチン化

★利用者の細かい様子の変化を捉えた養護者虐待の早期発見

虐待防止委員会概念図・形だけではない生きた運営を！



障害者虐待防止法では、施設・事業所の設置者等に、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置」を義務付けています。

具体的には、職員に対する研修の実施、利用者・家族からの苦情受付体制の整備、その他の障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとされています。「虐待防止等のための措置」のひとつの例として、「虐待防止委員会」があります（図参照）。

虐待防止委員会は、施設・事業所の虐待防止の取り組みを組織的に進める委員会です。委員長には、管理者（施設長等）等、施設・事業所の責任者が担います。

また、各部署の現場で、職員と一緒に虐待防止の取り組みを進める「虐待防止マネジャー（サービス管理責任者・現場のリーダー等を想定）」を任命し、委員会のメンバーになります。

その他、苦情解決の第三者委員や家族会のメンバー等も委員に入ると外部の目が加わり、より効果が高まるものと思われます。

虐待防止マネジャーの役割は、虐待防止委員会で決めた虐待防止の取り組み（虐待防止チェックリストの実施や、職員研修の実施等）を、各

部署の中で職員と一緒にを行い、結果を虐待防止委員会にフィードバックすることです。

なお、虐待防止委員会は、苦情解決委員会や事故防止委員会と一体で行う等、運営の工夫をして行うことも考えられます。

【「外の目」を入れる仕組みづくりをしましょう】

(平時には)

他法人・他事業所と合同で、障害者虐待、不適切支援に気づくワークを定期的に開催してみましょう。

グループディスカッションの例

1. 皆さんの感覚で「虐待」に当たると考える行為を挙げてください
2. その行為を「身体的」「ネグレクト」「心理的」「性的」「経済的」に分類します
3. 今回は10分ですが、各職場で出尽くすまで挙げてみると、高い効果が期待されます

挙がらなかった行為は、現場で直面した時に「虐待」「不適切支援」と気づけない可能性があります。できるだけ類似したサービス類型で、他事業所と繰り返し実施してみましょう

(万一の時には)

謝金等の用意が難しい事業所でも第三者委員会等が設置できるよう、エリア内相互支援的に第三者を派遣できる仕組みを構築できるよう、予め相互協定を結ぶなどの仕組みを構築しましょう

職員が職場で孤立したり、ストレスを抱えたりすることを防ぐことも、虐待の防止につながります。



職員が職場の中で孤立してしまったり、過度のストレスを抱えていたりすることも、虐待のひとつの要因であると考えられます。

職員の孤立を防ぎ、支え合う温もりのある職場づくりを進めることも、虐待防止につながります。

職員が、自分自身のストレスの状態を知ることの手立てのひとつとして、厚生労働省のホームページに「5分でできる職場のストレスチェック」のサイトがあります。

STEP1 仕事について

STEP2 最近1ヶ月の状態について

STEP3 周りの方々について

STEP4 満足度について

以上の4つのステップに分かれた57の質問に答えると、自分自身では自覚しにくい職場におけるストレスの状態について、コメントが表示されます。

職員同士が、お互いが抱えている職場での困難や課題、問題を話し合い、支え合う、温もりのある職場づくりが支援の質の向上につながり、結果として虐待を防止する施設・事業所づくりにつながります。

**正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です。
「身体拘束をしない」支援の検討が、支援の質の向上に
繋がります！**

(1) やむを得ず身体拘束をするときの3要件

- ①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(2) 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載

- ・どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか

(3) 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る

(4) 必要な事項の記録

- ・身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

やむを得ず身体拘束をする場合は、次の3要件に該当することが必要です。

- ①切迫性 ②非代替性 ③一時性（上の図参照）

さらに、3要件に合致することの判断は、やむを得ない場合の身体拘束が必要となる前に、あらかじめ管理者（施設長等）が参加する会議等において組織として慎重に検討した上で確認し、個別支援計画及び支援記録等に記録として記載することが必要です。

障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準

（身体拘束等の禁止）

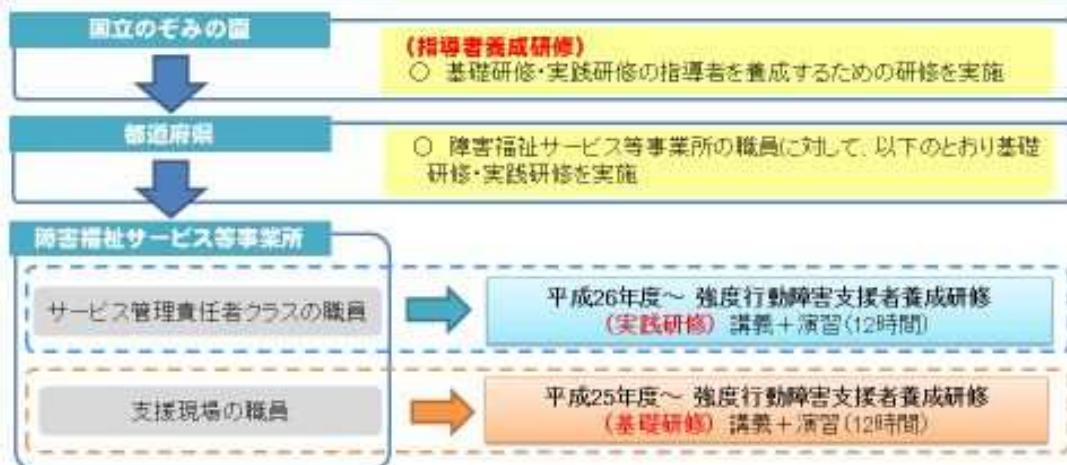
第48条

指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。



これまでの深刻な虐待事案から、行動障害のある人が虐待を受けやすいことが指摘されています。また、行動障害のある人は、自傷、他害行為等、危険を伴う行動を示すこと等を特徴としており、このため、身体拘束や行動制限を受けやすいといえます。

一方で、施設・事業所において適切な支援を行うことにより、他害行為等の危険を伴う行動の回数が減少する等の支援の有効性も報告されており、行動障害に関する体系的な研修が必要とされています。

このため、厚生労働省では研修の普及を通じて、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、平成25年度から「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を、また、平成26年度から、その上位の研修として同研修（実践研修）を都道府県において実施するよう研修体制を整備していますので、施設・事業所を設置している都道府県に問い合わせの上、積極的な受講をお願いします（上の表は、基礎研修のカリキュラム）。

また、行動障害の分野以外においても、身体拘束、行動制限をなくし、虐待を防止するため、職員の支援スキルや資質向上のための研修を受講する等、支援の質の向上に取り組むことが大切です。

障害者虐待を防止するためには、職員個人の「がんばり」に任せ
るのではなく、設置者、管理者が先頭に立って、施設・事業所が組
織として取り組むことが必要です。

その基本は、研修等を通じた職員の利用者に対する支援の質の向
上と、職員同士がお互いを支え合い、指摘し合え、自由に意見が言
える風通しのいい組織づくり、実習生の積極的な受け入れや苦情解
決・第三者委員等による外部の目の導入、虐待を隠さない、嘘をつ
かない誠実な施設・事業所の運営等です。

※ 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手
引き」を必ず読みましょう！



福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている
障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を
公表するものとする。)

		令和元年度								令和2年度	
1	件数	8件								2件	
2	虐待の種別	心理的虐待	身体的虐待	性的虐待	身体的、心理的虐待	心理的虐待	身体的・心理的虐待	心理的虐待	身体的・心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待
3	虐待があった施設等の種別	療養介護	障害者支援施設	グループホーム	生活介護	障害者支援施設	生活介護	重度訪問介護	施設入所支援	就労継続支援B型	生活介護
4	虐待を行った従業員等の職種	看護師	生活支援員	サービス管理責任者	生活支援員	生活支援員	生活支援員	ヘルパー	生活支援員	職業指導員	生活支援員
5	虐待に対して採った措置	聞き取り調査に入り、事情を確認。 施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。 施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。 施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。 施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。 施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。 施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。調査継続中。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	聞き取り調査に入り、事情を確認。 施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。 中核市による行政指導あり。

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

(単位:件)

年度	令和元年度	令和2年度
相談・通報件数	59	91

福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている
障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を
公表するものとする。)

		令和3年度						令和4年度					
1	件数	6件						10件					
2	虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的、心理的虐待	心理的虐待	性的、心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待、放棄、放置	身体的虐待	身体、心理的虐待	
3	虐待があった施設等の種別	障害者支援施設	生活介護	療養介護	グループホーム	グループホーム	就労継続支援B型	就労継続支援B型	就労継続支援A型	グループホーム	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	
4	虐待を行った従業員等の職種	生活支援員	生活支援員	看護職員	生活支援員	管理者	管理者	職業指導員	サービス管理責任者	設置者・経営者	管理者	管理者	
5	虐待に対して採った措置	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。											

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

(単位:件)

年度	令和3年度	4年度
相談・通報件数	75	97

福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている
障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を
公表するものとする。)

		令和4年度				
1	件数	10件				
2	虐待の種別	身体的虐待	経済的虐待	身体的、心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待
3	虐待があった施設等の種別	障害者支援施設	グループホーム	生活介護	重度訪問介護	グループホーム
4	虐待を行った従業員等の職種	生活支援員	生活支援員	生活支援員	その他従事者	世話人
5	虐待に対して採った措置	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。中核市による指導。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。中核市による指導。

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

(単位:件)

年度	令和4年度
相談・通報件数	97